

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市牧野条例（平成7年条例第18号）第6条第1項	使用の申込みに対する許可	農政課 産業振興課

1 審査基準は、次のとおりとする。

盛岡市牧野条例第6条第2項及び同条例施行規則第3条を満たすもの。  
ただし、牧野使用料の未納がないことを条件とする。

2 標準処理期間は、7日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。